

外国人技能実習制度の適正化に関する意見書

2019年6月19日

日本労働組合総連合会四国ブロック連絡会

日本労働組合総連合会香川県連合会

外国人技能実習法が2017年11月に施行され、2019年4月には特定技能制度が開始されました。

入管法改正の国会審議においては、最低賃金を下回る低賃金等、外国人技能実習生に対する労働関係法令違反が大きな問題となりました。連合に寄せられる労働相談には、「賃金が出来高払いとなっており、契約書通りの賃金が支払われない」「時間外労働と休日労働を併せると、月150時間を超える長時間労働を強いられている」といった相談が寄せられており、技能実習生の適正な労働条件の確保は喫緊の課題となっています。

連合は、「発展途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力」という技能実習制度本旨に沿った運営が行われるよう、技能実習生の権利保護と制度の適正な実施の観点から、以下の通り意見を申し上げます。

1. 技能実習生に対して最賃を下回る賃金しか支払われていない事例が多くみられることを踏まえ、外国人技能実習法第9条第9号の「技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」の確認を徹底すること。
2. 外国人技能実習法ならびに上陸基準省令において明記されている「日本人と同等額以上の報酬」について、同等報酬の実効性を確保するために、地方出入国在留管理局として賃金データベースを構築すること。
3. 外国人技能実習法の趣旨を踏まえ、外国人技能実習機構と都道府県労働局との相互連携を積極的にはかり、労働関係法令に対する監督指導体制を強化すること。
4. 監理団体への年1回の実地検査ならびに実習実施者への3年以内の実地検査を完全履行するとともに、実習計画に沿った技能実習内容となっているか、適正な職場環境と労働条件が確保されているかを確認すること。また、是正が必要な場合においては、適正な指導を行うとともに、改善報告の確認を行うこと。
5. 技能実習生を含む、すべての外国人労働者の権利を確保し、適正な就労環境のもとで労働できるよう、外国人労働者を雇用する事業主に対し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知を徹底すること。

6. 「多文化共生総合相談ワンストップセンター」をはじめ、労働局や外国人技能実習機構で受ける技能実習生からの相談内容については、地域協議会において共有化するとともに、問題事例の把握に努め、技能実習生の保護をはかること。
7. 技能実習生の中には自由に外出することもままならない者もいることから、相談についてはメールやSNS等による相談方法も検討すること。
8. 四国ブロックにおいて把握した、技能実習生からの相談件数、監理団体および実習実施機関に対する不正行為件数、労働基準監督署による監督指導、送検件数等について公表すること。
9. 新制度・旧制度のいずれで入国したかにかかわらず、技能実習生が実習実施者を変更する必要に迫られた際は、技能実習生からの相談に応じるとともに、必要に応じたシェルターの確保、次の実習先への確実な転籍などの調整・支援を行うこと。
10. 監理団体等への実地検査や、適切な技能実習計画の認定、さらには技能実習生の保護の観点から、外国人技能実習機構高松事務所の体制を強化すること。

以 上